〇二〇六・四九	その他のもの					
	いのししのもの		A			
	その他のもの					
	臓器		P	3		
	その他のもの＊		Q	2		
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		Q	4		
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		Q	4		
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		Q	4		
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）					
	肝臓		X			
	その他のもの					
	骨付きのもも		Q	4		
	その他のもの		Q	4		
〇二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）＊＊		Q	2		
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの＊＊		Q	2		
〇二一〇・一九	その他のもの＊＊		Q	2		
〇八〇四・三〇	パイナップル		X	R		
〇八〇五・一〇	オレンジ		Q	10		
〇八一一・九〇	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	パイナップル		X	R		
	ベリー及びサワーチェリー		X			
	桃及び梨	七%	B6			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%	B4			
	その他のもの					
	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）		X			
	その他のもの	一二%	B8			
	その他のもの					
	パイナップル		X	R		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六%	B4			
	ベリー	三%	B4			
	桃及び梨	七%	B6			
	カムカム		X			
	その他のもの					
	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）		X			
	その他のもの	一二%	B8			
一〇〇一・一〇	デュラム小麦		X	R		
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉		X	R		
一一〇三・一一	小麦のもの		X	R		
一六〇二・三一	七面鳥のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A			
	その他のもの					
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4		
	その他のもの		A			

一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4
	その他のもの		Q	4
一六〇二・三九	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4
	その他のもの		A	
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・五〇	牛のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛の臓器及び舌のもの		X	
	その他のもの			
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの		X	
	その他のもの			
	単に水煮した後に乾燥したもの		X	
	調味した後に乾燥したもの及びコーンビーフ＊		Q	1
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊		Q	1
	その他のもの		X	
一七〇一・一二	甘しゃ糖		X	R
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの		X	R
一七〇一・九九	その他のもの		X	R
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水			
	かえで糖		X	
	かえで糖水		X	R